

情報の NFT 化と信託

土屋 太輝

目次

第 1. はじめに

1. 情報の信託とは
2. 類似制度との比較（情報銀行）

第 2. 情報の NFT 化

1. NFT とは

- (1) 定 義
- (2) 仕 組 み
- (3) NFT と排他的管理の可能性の問題

2. 概念の整理…「NFT 化」「NFT 情報」「情報 NFT」

- (1) 用 語
- (2) ポイント
- (3) 考 え 方

3. 具体的な活用方法

- (1) 分 類
- (2) ①情報の排他的管理を可能とする手段として NFT を活用する場合
 - ア 信託財産の対象
 - イ 情報 NFT の発行者
 - ウ NFT 情報の利用
 - エ 第三者に対する NFT 情報の利用許諾
 - オ ま と め
- (3) ②情報 NFT のみを信託財産とする場合
 - ア 基本的な考え方
 - イ 信託財産該当性

ウ 規制の問題

エ ま と め

第 3. 残された論点

1. 法的論点

- (1) 分別管理の方法
- (2) NFT 情報が完全に削除された場合、信託の終了事由となるか
- (3) 公益信託の活用

2. 技術的論点

- (1) 分散型ストレージによる NFT 情報の保存
- (2) フルオンチェーン NFT

第 4. おわりに

第 1. はじめに

データを含む情報の利活用は、今日のビジネスにおいて重要な位置付けを占めているが、信託の領域では、いわゆる「情報の信託」の問題が議論されている。情報の信託においては、後述の通り情報の「排他的管理」が重要な課題であるが、本稿では、その課題解決の手段として、非代替的なトークンである NFT の活用可能性とそれに伴う法的問題を検討するものである。まず、情報の信託を巡る議論の整理及び情報の預託を受ける点で類似する制度である情報銀行との比較を行った上で、NFT の基礎的な内容及び法的な考え方の整理を行う。次に、情報の信託において NFT を活用する具体的方法を 2 つに分類し、それぞれにおける論点を考察する。最後に、残された論点と今後の課題に触れる。本稿では、「情報」という用語を用いるが、特に断りのない限りは、いわゆる生身の情報そのものではなく、データを意味するものとする。

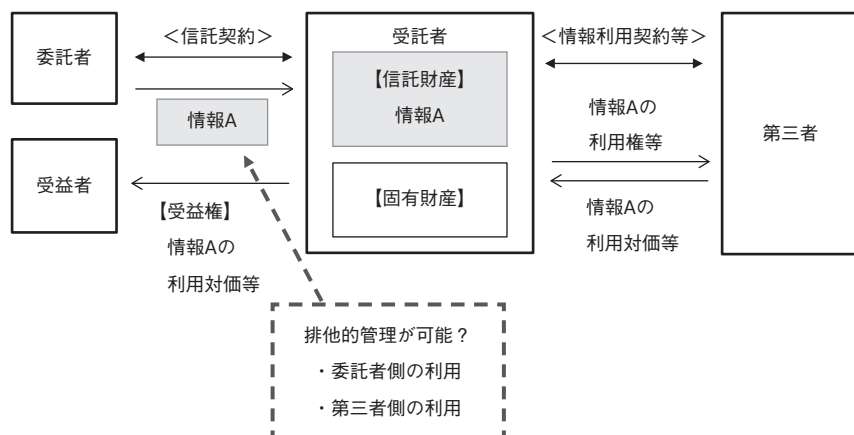
なお、本稿の意見に関する部分は個人的な見解であり、所属する組織の意見ではない。

1. 情報の信託とは

情報の信託とは、情報を当初信託財産とする信託のことをいう。委託

者が自身の保有する情報Aを受託者に信託し、受託者が情報Aについて第三者との間で情報の利用契約等を締結し、その利用対価を受益者に還元するといった場面が考えられる。例えば、2020年からの世界的なコロナ禍を経て、国内外を問わず、感染症例に関する無数の情報が存在しているものと考えられる。かかる感染症例に関する情報を有する医療機関や団体がそれらを信託し、信託銀行等の受託者がもつネットワークを活用して国内外の他の医療機関、研究機関または専門家等に当該情報を利用させ、当該利用者から受けられる経済的対価に加え、当該情報から得られた分析結果や将来の新たな感染症の予防に資する有益な情報等の便益を受益者に還元することが考えられる（【図1】）。情報の信託では、従来の伝統的な信託で予定されていたと思われる、経済的価値を受益者に還元するという機能のみならず、信託が、財としての情報と、その情報を欲している第三者のハブとなって両者を繋げ、結果として情報の更なる価値を創出するという新たな機能を果たすことが期待される。

【図1】 情報の信託の例



情報の信託における重要な問題は、信託しようとする情報が、信託法2条3項に定める「信託財産」に該当するか、である。信託法2条3項

は、信託財産を、「受託者に属する財産であって、信託により管理又は処分をすべき一切の財産」と定義する。ここでいう「財産」の定義は明文上明らかでないが、立法担当者の解説によれば、金銭的に見積もることができる積極財産であって、委託者の財産から分離することが可能なものであればすべて信託の対象となる財産に含まれると説明される。⁽¹⁾ 情報の信託財産該当性について特に問題となるのは、「排他的管理」の可能性である。すなわち、データをはじめとする情報には、複数人による同時利用や、その複製が可能かつ容易であるといった特徴があることから、信託財産となりうるのかという問題である。⁽²⁾ 【図1】を例に挙げると、委託者が情報Aを信託するにあたり、委託者自らがそれを自由に複製することができたり、第三者に利用させることができるとすれば、情報Aは委託者から分離されたとはいえず、前述した「財産」の要件を満たさないようにも思われる。

この排他的管理の可能性については、その要否や内容に関して様々な見解があるが、⁽³⁾ 実務上の観点からは、排他的管理の可能性が認められることについて予測可能性が確保されていることが重要であると考えられる。なぜなら、予測可能性がなければ、信託銀行等の受託者は信託設定が可能であるかが不明確な状態でビジネスを展開することには躊躇するためであり、情報の信託のビジネス化が促進されない要因の一つであると推察される。⁽⁴⁾ 本稿では、そのような実務上の問題意識を出発点として、排他的管理の可能性の問題を解決する手段として、非代替的なトークンである NFT、すなわちノンファンジブルトークンを活用することができないかを検討するものである。

なお、本稿では情報そのものを信託財産と捉えて考察を行うが、情報の利用権等の情報に関する債権を信託財産と捉えることも考えられる。⁽⁵⁾ 契約により情報の帰属先を定めて当該帰属主体が相手方当事者に対して情報の利用を許諾すれば情報の利用権を観念することができ、債権の信託として構成することで情報の信託における排他的管理の可能性の問題に直面しない利点があるように思われる。⁽⁶⁾ ここでいう情報の利用権が何を指すかは情報の私法上の性質決定とも関連するように思われるが、仮

に情報の利用許諾に係る権利を指すものだとすれば、かかる情報の利用はその許諾の範囲内でのみ認められることから、信託設定に伴う当該利用権の受託者への移転は制限される可能性がある。また、情報そのものを信託財産とする場合と比較したときの財産的価値の評価に影響が生じる可能性もあるため、このような点を踏まえていずれの方法で信託設定を行うべきであるかを、個々の事情に応じて検討・選択できることが望ましいものと思われる。

2. 類似制度との比較（情報銀行）

情報の信託の問題を検討する必要性を明らかにするため、情報を他者に預託するという点で情報の信託と類似の制度であるといえる情報銀行との比較を行う。

情報銀行とは、総務省及び経済産業省が開催している「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」が取りまとめた情報信託機能の認定に係る指針 Ver 3.0によると、実効的な本人関与を高めて、パーソナルデータの流通・活用を促進するという目的の下、利用者個人が同意した一定の範囲において、利用者個人が、信託⁽⁷⁾できる主体に個人情報の第三者提供を委任するものをいう。

【表1】は、情報の信託と情報銀行の両制度を、法的性質、委託者・委任者、倒産隔離の有無及び委託者・委任者の死亡時の効力で比較したものである。

【表1】 情報の信託と情報銀行の比較

	情報の信託	情報銀行
法的性質	信託	(準) 委任
委託者・委任者	個人・法人	個人
倒産隔離	あり	なし
委託者・委任者の死亡の効力	存続 (第二受益者に受益権移転)	終了

両制度における各項目の差異は、基本的には法的性質の差異に起因するものといえる。すなわち、情報の信託の法的性質は信託であるのに対して、情報銀行については民法上の準委任（以下、単に「委任」という。）であると考えられる。これにより、倒産の場面や、個人である委託者・委任者の死亡の場面で差異が生じるものである。

つまり、倒産の場面では、情報の信託の場合、信託財産は委託者から受託者に移転しているため、委託者の倒産は信託財産に影響を及ぼさない。これに対して、情報銀行の場合、委託者が破産をすれば委任契約は（民法656条が準用する）同法653条2号により終了するほか、破産手続を含む倒産手続の場面では倒産隔離の機能は生じず、預託された情報が金銭的価値を有する換価可能なデータ等の情報であれば、倒産手続の中で換価・配当され得る。

また、情報の信託では、信託の委託者は法人及び個人のいずれかに限定されないのに対し、情報銀行における委任者は、前述の情報銀行の定義より、個人に限定されている。そして、個人である委託者及び委任者が死亡した場合、情報の信託では信託行為の内容を当初受益者の死亡時には受益権を第二受益者に移転させる旨を定めておくことなどにより、委託者の死亡後であっても信託を存続させることが可能である。これに対して、情報銀行の場合は（民法656条が準用する）同法653条1号により、委任者の死亡は委任契約の終了事由となる。

このような違いから、情報の信託には、情報銀行にはない特徴が認められる。したがって、委託者の属性、その実現したい目的等に応じて両者を選択的に活用できることになれば、情報の流通・活用の促進による新たな価値の創出に資するようになる。

第2. 情報の NFT 化

1. NFT とは

情報の信託における NFT の活用を検討するにあたり、まずは NFT の基礎的な理解としてその定義及び仕組みを整理し、それらを踏まえて、NFT と情報の排他的管理の問題との関係を明らかにする。

(1) 定 義

NFT とは、「偽造・改ざん不能のデジタルデータ」であり、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一性を付与して真贋性を担保する機能⁽⁸⁾や、取引履歴を追跡できる機能をもつものであるとされており、Non-Fungible Token（非代替性トークン）の略称である。利用例としては、2021年3月に開催されたオークションで、Beeple と呼ばれるデジタルアート作家のデジタルアートの NFT が約75億円で落札されたり、ツイッターの共同創業者であるジャック・ドーシー氏の初ツイートの NFT が約3億円以上で落札されたことなどが挙げられる。

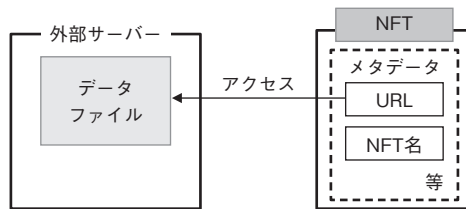
NFT は、取引記録を改ざんされにくいというブロックチェーン技術の特徴に加えて、没個性的、つまりファンジブルなデジタルデータである暗号資産と異なり唯一無二である点が最大の特徴である。

(2) 仕 組 み

次に NFT の仕組みについて、技術的な側面を簡略化して本稿に必要な範囲で説明を加える。なお、本稿では、特に断りのない限り、NFT に対する標準規格である ERC-721 を用いた場合の仕組みを想定している。NFT は、大きく分けると3つのステップを経て発行される。まず、NFT の元となるデータファイルを作成してインターネットやクラウド等の外部サーバーに保存し（ステップ①）、次に当該データファイルについて、メタデータ（作成したデータファイルの保管先の URL 等が記録されたデータ）を組成し、それをブロックチェーンに記録する（ステップ②）。その後、ブロックチェーン上に記録されたメタデータを参照するための NFT が発行される（ステップ③）。【図2】にあるように、NFT はブロックチェーン上にメタデータが記録されており、その中にある URL から外部サーバーに保存したデータファイルにアクセスする仕組みとなっているのが一般的である。なお、ブロックチェーン上で NFT を取り扱うためにウォレット（データ上の概念であるトークンを保管するための仮想的な方法）の発行が必要である点は、暗号資産等のトークンの取扱いと同様である。つまり、暗号化に用いるものとして誰

でも入手可能な公開鍵と、その復号に用いるための対となるデジタルコードである秘密鍵をセットで生成し、秘密鍵はその生成者のみが保有する。ある者がその保有するデータについて NFT を用いて取引を行うときは、同人が秘密鍵を用いて暗号化したデータとともにそれと対となる公開鍵を送信することで、受信者はその公開鍵を使って当該データを開くことが可能となる。

【図 2】 NFT の仕組み



(3) NFT と排他的管理の可能性の問題

前述の通り、情報の信託における大きな課題は情報の排他的管理の可能性であり、実務的にはその予見可能性が確保されていることが求められ得る。情報は無体物であるから、その情報が誰に帰属し、そのコントロールに服しているのかを判別することは容易ではない。そこで、ブロックチェーン上で取引を記録することで可視化でき、かつ、唯一無二の個性的なデジタルデータである NFT と情報を紐付けることができれば、情報の移転を含めたコントロールが外形的に明確となり、排他的管理の可能性の確保に資することが期待できる。

2. 概念の整理…「NFT 化」「NFT 情報」「情報 NFT」

情報の信託への NFT の活用を考察するにあたり、本稿では「NFT 化」、
「NFT 情報」及び「情報 NFT」という用語を使用する。NFT やその発行プロセスを把握するにはこれらの概念の正確な理解が重要であると考えられるため、まずはこれらの概念について整理をする。

(1) 用語

【表2】の通り、NFT には、当該データファイルの保存先にアクセスするための URL などが記録されるのが一般的であるところ、この対象となるデータファイルにアクセスするための情報が記録された NFT を発行することを、本稿では「NFT 化」と呼ぶこととする。そして、NFT 化において、NFT で記録されている URL にアクセスした先に記録されている、NFT 化の対象となる情報のことを「NFT 情報」と呼び、NFT 化によって発行された NFT を「情報 NFT」と呼ぶこととする。

【表2】

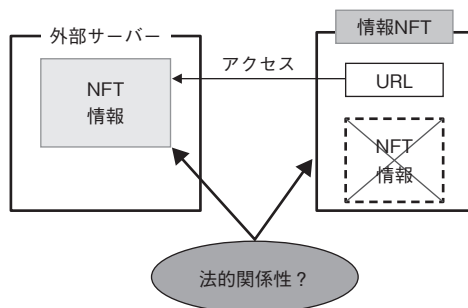
用語	意味
NFT 化	ある情報のハッシュ値を組成し、ブロックチェーン上に記録された NFT を発行すること
NFT 情報	NFT 化の元となる <u>情報</u>
情報 NFT	NFT 化によって発行された <u>NFT</u>

(2) ポイント

これらの概念を理解する上で重要なのは、NFT 化とは、一般的には NFT 情報自体をブロックチェーン上に記録するものではないということである。NFT となるブロックチェーンには、データファイルそのものではなく、それを識別するための情報が記録されるのであり、NFT として記録されているのは、NFT 情報そのものではなく、NFT 情報の所有者であることを示す情報や、NFT 情報にアクセスできる URL のみが記録されているのが通常である。これに対して NFT 情報そのものをブロックチェーン上に記録・保存する方法（フルオンチェーン NFT）も存在するが、ブロックチェーン上に保存されるデータ容量が大きくなりすぎることから一部の利用にとどまっているのが現状である。次の【図3】で言えば、情報 NFT には、NFT 情報ではなくそれを閲覧するための URL が記録されており、当該 URL にアクセスすることで NFT 情

報の閲覧等を行うことができるのである。すなわち、情報 NFT は元の情報である NFT 情報とは別個の客体である。そして、NFT 情報と情報 NFT の法的な関係性を明らかにすることが、各論点を考察するうえで重要なポイントとなる。

【図3】



(3) 考え方

この両者の関係性を考えるにあたっては、金庫に例えるとイメージが湧きやすいものと思われる。すなわち、金庫の中身に相当するのが NFT 情報であり、金庫の鍵に相当するのが情報 NFT であると考えることができる。そして、金庫の中身の所有者が変わっても、直ちに金庫の鍵の所有権または利用権が法律上当然に金庫の中身の所有者に移転するものではないのと同じように（金庫本体と金庫の鍵は主物と従物の関係に立ち、民法87条2項により従物たる鍵は主物たる金庫本体の処分に従うものと思われるが、金庫の中身と金庫の鍵はこのような関係に立たない。）、金庫の中身に相当する NFT 情報と、その鍵に相当する情報 NFT も、一方の権利関係の変動が他方に対して当然に法的影響を及ぼすものではないものと考えられる。例えば、NFT 情報が著作権を觀念することができるデジタルアートである場合、デジタルアートの著作権者が当該デジタルアートの NFT を発行し第三者に移転したとしても、NFT 情報であるデジタルアートの著作権は NFT の移転先ではなく、

引き続きデジタルアートの著作者に帰属するものと考えられることと同様である。

3. 具体的な活用方法

(1) 分類

情報の信託において NFT を活用する方法は2つに分類することができる。すなわち、①情報の排他的管理を可能とする手段として NFT を活用する場合と、②情報 NFT のみを信託財産とする場合である。両者を区別するメルクマールは、「情報 NFT 自体に価値があるか否か」である。

【表3】 NFT の活用方法の分類

情報 NFT 自体の価値	活用方法
なし (NFT 情報に価値がある)	① 情報の排他的管理を可能とする手段として NFT を活用する場合
あり	② 情報 NFT のみを信託財産とする場合

前述の通り、NFT 化を金庫と鍵の関係に置き換えると、情報 NFT は金庫の鍵に相当するものであるから、通常であれば価値を有しているのは鍵ではなく金庫の中身、つまり NFT 情報である。しかし、中には NFT 情報ではなく情報 NFT 自体に一定の経済的価値を見出して取引の対象とされる場合がある。これは、情報 NFT の保有を通じて NFT 情報を所有しているという事実上の感覚に価値が見出されているものと考えられる。

なお、NFT の元となる情報について、デジタルデータの「所有」などといった表現が用いられることがあるが、民法206条は、「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。」と規定し、同法85条は「この法律において『物』とは、有体物をいう。」と規定していることから、所有権の対象は有体物に限られ、無体物である情報について観念することはできない。したがって、

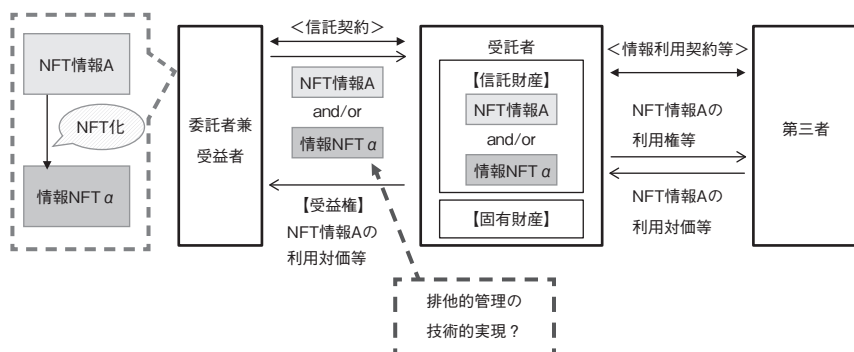
上記の通り NFT の元となる情報を所有しているという事実上の感覚に価値が見出されていると言わざるを得ないものの、取引における経済的価値は専ら需給関係に依拠するのであって、所有権等の法的権利の有無のみによってその価値が決せられるものではないといえよう。

本稿で主に想定しているのは上記①のケースであるが、それぞれの場合について、具体例を交えて検討することとしたい。

(2) ①情報の排他的管理を可能とする手段として NFT を活用する場合

委託者兼受益者である医療機関が、ある感染症Xに罹患した患者らの症例等をその治療法の発見や患者らの治療費負担の軽減などに役立てたいと考え、当該患者らの感染症Xに関する情報を個人が識別できないような形に加工したデータである NFT 情報Aについて NFT 化を行い、情報 NFT α を発行するとする。そして委託者である医療機関は、NFT 情報A等を受託者に信託する。受託者は、NFT 情報Aの利用ニーズがある第三者、例えば感染症の研究機関などとの間で NFT 情報Aに係る利用許諾契約を締結し、その利用対価や感染症Xの治療や予防に資する情報を委託者兼受益者に還元するというケースを考えてみたい。

【図4】具体例（①のケース）



ア 信託財産の対象

まず問題となるのは、信託財産の対象である。NFT 情報と情報 NFT は別個の客体であるから、信託財産とすべきであるのは信託設定によりその利活用を実現したい NFT 情報だけでよいのか（A説）、または NFT 情報に加えて情報 NFT も信託財産の対象に含める必要があるか（B説）が問題となる。A説は、NFT 情報と情報 NFT を金庫の中身と鍵の關係に例えると素直な解釈であるように思われる。つまり、経済的価値があるのは金庫の鍵ではなくその中身であり、信託財産とするのは金庫の中身に相当する NFT 情報であるという考え方である。この場合、鍵に相当する情報 NFT は、信託行為において金庫の中身の引渡方法として鍵の交付を定められるかのように、情報 NFT を委託者から受託者に移転する旨が定めることになると思われるが、情報 NFT は信託財産そのものではないという取扱いになる。

これに対して B 説では、NFT 情報と情報 NFT を信託財産として受託者が受託者責任の下で管理することになる。確かに、不動産信託において不動産を信託設定しつつ、その鍵は委託者のもとに留めておき、受託者から当該不動産の賃借または使用貸借を受けることで委託者が不動産の使用を継続する方法とパラレルに考えれば、A説をとることで同様の活用方法を実現しうるようにも思える。しかし、①のケースでは、情報の排他的管理の可能性に係る予見可能性を確保するために NFT を活用するところ、情報 NFT の保有者が NFT 情報をコントロールすることができる主体であることを外形上明確にすることが肝要である。そのような観点からすると、NFT 情報と情報 NFT の移転は一致させるのが望ましく、信託という原因行為により、両者を委託者から受託者に移転する必要があるものとする。

イ 情報 NFT の発行者

次に、情報 NFT α は委託者と受託者のいずれが発行すべきであるかについて検討する。この点、受託者が発行するのであれば、委託者としては NFT の発行に関する時間的コストや事務負担の軽減を図ること

ができるというメリットが得られるものと思われる。しかしながら、前述のB説に立つと、NFT情報と情報NFTの移転は一致させるべきであり、NFT情報Aを信託する時点で、その情報を保有している委託者において情報NFT α を発行した上で、NFT情報A及び情報NFT α の両方を信託する必要があると考える。

ウ NFT情報の利用

以上は信託財産の「対象」に関する問題であるが、次に、信託財産の「利用」に関する問題を取り上げる。すなわち、(i)委託者によるNFT情報の利用及び(ii)受益者による情報利用に関する問題を検討する。

(i) 委託者によるNFT情報の利用

委託者によるNFT情報の利用の問題は、情報の排他的管理の可能性の問題であり、信託財産の要件に直結するものと考えられる。なぜなら、委託者が信託した情報を自由に利用したり第三者に利用させたりすることができるかとする、信託財産として認められるために必要な、委託者から分離可能な財産であることが否定されるようにも思えるためである。

この点、データに関して、経済産業省の「AI・データの利用に関する契約ガイドライン—データ編—」では、データの譲渡を次のように説明する。すなわち、データは無体物であり、民法上の所有権の対象とならないことから、データの所有権を移転させるという意味でのデータの譲渡は観念できないことを前提に、データの譲渡とは、一般的に、データの利用をコントロールできる地位を含むデータに関する一切の権限を失う趣旨であり、(a)データを記録した記録媒体を引き渡し、譲渡人は当該データを消去する方法、(b)データを譲受人の記録媒体に複製し、譲渡人は当該データを消去する方法、(c)第三者のサーバにあるデータに対するアクセス権を譲受人に付与し、譲渡人は当該データのアクセス権を失う方法（または譲渡人が当該データの管理に係る第三者との契約上の地位を譲受人に移転させる方法）⁽⁹⁾を挙げている。確かに、少なくともかか

る態様での情報の移転がなされれば、委託者による当該情報の利用・複製・アクセスは容易ではなく、委託者の責任財産から分離されたものと評価できるように思われる。しかし、このような態様でなければ委託者の財産から分離されたと評価することができないのだとすれば、例えば、委託者において、感染症 X に罹患した患者の治療行為のために NFT 情報 A を閲覧するなどの必要性があるにもかかわらずこれができず、情報の利活用が阻害されかねない。信託財産の要件として委託者からの分離可能性が求められる趣旨は、信託財産について委託者からの倒産隔離を図る点にあるものと解されるところ⁽¹⁰⁾、情報においてはそれをコントロールすることができる地位に本質的な価値があることからすれば、委託者において NFT 情報をその自由な裁量で利用できない状態となっており、受託者が委託者の情報利用も含めて NFT 情報をコントロールすることができる状態であれば、委託者の財産から分離することが可能であると考ええる。

そのための具体的な方法としては、例えば、NFT 情報 A の信託後は、情報 NFT a を保有する受託者が信託目的の範囲内で NFT 情報 A を第三者に利用させる権限を有する旨を信託行為で定めておき、委託者は信託行為または別個の情報利用に係る契約において受託者と合意した範囲でのみ NFT 情報を利用することができることとし、その範囲を超える情報利用を制限することで足りるというべきである。かかる方法は、委託者が受託者に対して前述した(a)ないし(c)のような態様でデータを信託譲渡し、その後に受託者が委託者に対して当該データの利用許諾をした場合と同様の状況が実現されると考えられるが、その場合はデータの譲渡が完了した時点で信託が有効に成立しており、委託者が当該データを許諾された範囲内で利用することができることは当該データの経済的価値評価の問題にすぎず、信託財産の成否の問題ではないと思われる。そうだとすれば、信託行為等において委託者の NFT 情報の利用を一定の範囲で許諾することが確保されていれば、受託者が情報 NFT a の保有者であることがブロックチェーン上で外形的に記録され、情報 NFT a と NFT 情報 A が紐づけられることで、受託者に NFT 情報 A をコントロ

ールする地位が移転するとともにそのことが明確化できているといえ、委託者の財産から分離されているとの評価が可能であると考ええる。

(ii) 受益者による情報利用

受益者による情報利用は、信託財産の要件に関連するものではないが、受益権の内容と関わる問題といえる。例えば、前掲【図4】の事例で、受託者が感染症の研究機関との間で NFT 情報Aの利用に係る契約を締結し、当該研究機関が当該 NFT 情報Aを利用した結果、NFT 情報Aに関連して感染症Xに関する有益な知見等の便益を得られた場合、委託者兼受益者である医療機関が受託者に対して、自身にその便益を還元するよう請求することができるかという問題である。換言すると、かかる便益の提供を請求する権利が受益権に含まれるか、受託者との間で別個に情報利用に係る合意等が必要となるのかという問題であり、両者の相違点は、受益者による情報利用の権利性の有無にある。

この点、信託法2条7項は、受益権の定義を規定しており、受益権のうち、「信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権」を受益債権と定めている。つまり、受益債権として受益権を構成するかは、第三者から得られた便益を提供することが「信託財産に係る給付」に該当するかにより決せられる。

これは当該便益の性質によるが、例えば、研究結果報告書のような有体物やそのデータ等であれば給付に馴染むものとして受益債権に含まれる余地があるようにも思われるのに対し、口頭で伝達された情報のように、客観的な特定が困難な便益を受益債権と捉えることは難しいものと思われる。また、当該便益が NFT 情報を利用しなければ得られない便益であったのか、あるいは、(NFT 情報を利用することでより早期に当該便益が得られたものの) NFT 情報がなくても他の情報を利用することによりいずれは得られた可能性のある便益であったのかによっても「信託財産に係る給付」に該当するかは異なるものと思われる。もっとも、かかる該否の判断は、便益の内容を踏まえた個別具体的な検討によるほ

がなく、得られた便益が「信託財産に係る給付」であるとして受益債権に該当するか否かを明確に区別することは容易でないため、実務的には、信託行為において便益の提供に関する合意を定めておくことが堅確な方法であると思われる。

エ 第三者に対する NFT 情報の利用許諾

委託者から信託設定を受けた受託者が第三者に対して NFT 情報を利用させることは、情報の信託において、受益者が経済的利益やその他の便益を得る上で重要な役割を有するものである。すなわち、NFT の活用如何にかかわらず、情報の信託において信託財産となり得る情報には、個別の情報自体に価値が認められるものや、個々の情報のみでは十分な価値が認められないもののそれらが集積されることで価値が見出されるもの（例えば、ビッグデータ）まで様々であるが、得られる利益が経済的利益でもそれ以外の便益であったとしても、当該情報の利用許諾の方法及び態様への制限は、情報の利活用の制限に直結する問題である。具体的には、(i)情報 NFT の保有者は NFT 情報に係る権利の利用権限者でなければならないか、(ii)不特定多数の第三者に対する NFT 情報の利用許諾の可否、が問題となる。

(i) 情報 NFT の保有者

例えば、前掲【図 4】の事例では、受託者が、医療機関から委託を受けた信託財産である NFT 情報 A につき、当該情報を利用したいと考える第三者に対して利用許諾をするにあたり、情報 NFT a を当該第三者に移転する必要があるのであろうか。

この点、NFT 化を金庫の中身と鍵の関係に置き換え、NFT 情報を「鍵」とすれば、金庫の中身に相当する NFT 情報を第三者に利用させるためには、鍵の引渡しに相当する情報 NFT の移転が必要であると考え余地もある。しかし、第 2.3.(2)ウ(i)で述べた通り、情報においてはそれをコントロールすることができる地位に本質的な価値があり、情報 NFT は NFT 情報をコントロールする地位を明確化するために活用さ

れるものであるのだとすれば、受託者が第三者に対して NFT 情報の利用を許諾するに際して情報 NFT を移転する必要はなく、当該第三者との間で NFT 情報の利用許諾に係る契約を締結する方法で足りると考えるべきである。

このように第三者に対する NFT 情報の利用許諾にあたり、情報 NFT の移転は不要であると考えれば、情報の排他的管理が確保できないようにも思えるが、委託者による情報利用の問題と同様、排他的管理可能性は信託設定時の問題であり、NFT 情報の第三者への利用許諾は信託設定後の問題であって、第三者への利用許諾は委託者からの財産の分離可能性に結び付くものではないと考えられる。仮に受託者が第三者への NFT 情報の利用を許諾したところ、当該第三者が NFT 情報を漏洩させた場合、受託者としてかかる第三者への利用許諾を認めたことに対する善管注意義務等の受託者責任の有無の問題や、当該 NFT 情報の経済的価値評価の問題として捉えられるものであり、信託の成立の問題として処理されるべきではない。

(ii) 不特定多数の第三者に対する NFT 情報の利用許諾の可否

(i)と同様の理由から、不特定多数の第三者に対する利用許諾についても可能であると考ええる。すなわち、前掲【図4】の例では、受託者が保有する NFT 情報 A が高価値の情報であるとして、研究機関や他の医療機関といった複数の第三者が当該 NFT 情報の利用を望んだとしても、受託者は情報 NFT a を移転することなく、当該 NFT 情報に係る利用許諾契約を各人との間で締結すればよいこととなる。

なお、情報 NFT a をそれぞれの第三者に対して移転する方法として、利用許諾の相手方となる第三者の数に対応する情報 NFT を情報 NFT $a-1$, $a-2$, $a-3$ …といったようにそれぞれ発行する (NFT 情報の利用権はその許諾の数に応じて発生しうするため、厳密には NFT 情報ではなくその情報利用権に対応する情報 NFT となるように思われる) ことは技術的には可能であるように思われる。もっとも、その方法では NFT 情報の利用許諾の都度情報 NFT を発行することになり、そのた

めに受託者が支出した費用は信託事務処理費用として信託財産から支払われることになるため（信託法48条）、結果的には受益者にコストが転嫁される結果となる。また、NFT 情報の性質によっては、特定の第三者ではなく不特定多数の第三者に NFT 情報の利用を許諾する態様が想定されるが、かかる場合にも都度情報 NFT を発行することは現実的な方法とは言い難い。

以上から、情報 NFT は個性を有する唯一無二のトークンではあるものの、NFT 情報の利用許諾にあたり、情報 NFT を第三者に移転を少なくとも情報の排他的管理の可能性が阻害されるものではなく、受託者が不特定多数の第三者に対して NFT 情報の利用許諾を行うことも当然に可能であると考ええる。

オ ま と め

以上より、信託財産の対象の問題として、情報の排他的管理を可能とする手段として NFT を活用する場合において信託財産の対象とすべきであるのは、NFT 情報と情報 NFT であるものと考ええる。また、NFT 情報の利用の場面では、委託者による NFT 情報の利用については、委託者と受託者との間で合意した NFT 情報の利用許諾に係る合意の範囲内で認められるものと考ええる。次に、受託者が第三者から得た NFT 情報に係る新たな知見等の便益が受益権の内容に含まれるか否かはケースバイケースであるため、信託行為においてあらかじめその取扱いを明確化しておくべきである。また、受託者が第三者に NFT 情報の利用許諾をするに際して情報 NFT の移転を伴う必要はないものと考ええる。

（3）②情報 NFT のみを信託財産とする場合

次に、情報 NFT のみを信託財産とする場合について検討する。これは、これまで検討してきた①情報の排他的管理を可能とする手段として NFT を活用する場合と異なり、情報 NFT 自体に価値が見出されているものが当てはまる。

NFT を活用して情報の排他的管理可能性の予見可能性を確保すると

いう本稿の目的からすると、このケースはかかる目的と関連しないようにも思える。しかし、私見では、情報の排他的管理を可能とする手段として NFT を活用する場合、NFT 情報に加えて情報 NFT も信託財産として信託設定をすべきであるため、情報 NFT のみを信託財産とするケースにおける法的論点の考察を通じて、①のケースで NFT 情報と共に情報 NFT を信託する場合の法的論点の考察も部分的に兼ねることになるため、①のケースとの関係でも検討の意義があるものと思われる。

②のケースで信託財産として想定される NFT は、前述した Beeple のデジタルアートに関する NFT や、ジャック・ドーシー氏の初ツイートの NFT などが該当する。我が国では、高額な NFT 取引が行われるケースは海外と比較して必ずしも多いとはいえない状況であるが、今後そのような取引が増加し、例えば個人が美術品等と同様に財産的価値の高い資産として保有するに至った場合、遺言代用信託としての活用なども将来的には想定される可能性があるように思われる。

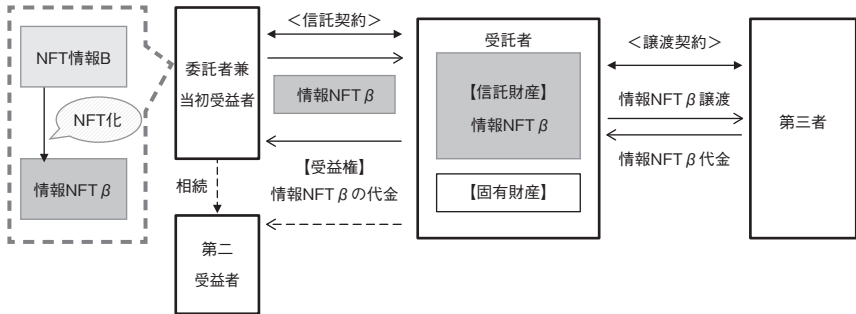
このケースの具体例は【図5】の通りである。すなわち、委託者である個人が、デジタルアートである NFT 情報Bが NFT 化された情報 NFT β を他者との取引等により取得し、信託銀行を受託者として、情報 NFT β を信託財産、自らを当初受益者とし、自身の子を第二受益者とする信託を設定し、委託者兼当初受益者に相続が発生した場合には相続人である子が第二受益者として、その指図を受けて受託者が、NFT のマーケットを通じて第三者に情報 NFT β を譲渡し、その代金を第二受益者に還元するという例を考える。

ア 基本的な考え方

まず、このケースでの基本的な考え方を述べることにする。すなわち、本ケースにおける諸問題を検討するにあたっては、暗号資産の信託の議論とパラレルに考えることが可能である。

その前提として、そもそも NFT の暗号資産該当性についてみるに、資金決済法上、暗号資産とは、「物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の

【図 5】具体例（②のケース）



者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」（同法 2 条 14 項 1 号。以下、「1 号暗号資産」という。）または「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」（同項 2 号。以下、「2 号暗号資産」という。）と定義されている。

一般に、NFT は不特定の者に対する代価の弁済、すなわち決済手段として用いる性質を備えているものではないことから「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ」とはいえず、1 号暗号資産には該当しない。また、2 号暗号資産該当性について、NFT は不特定の者との間で 1 号暗号資産と相互に交換可能であることからこれに該当するようにも思われるが、資金決済法の目的は「資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、……資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資すること」（同法 1 条）にあり、決済機能を有する支払手段を規制することが前提とされていることに加え、金融庁「事務ガイドライン（第三分冊：金融

会社関係)」(16 暗号資産交換業者関係) I-1-1③によれば、2号暗号資産該当性の判断要素の一つとして、「1号暗号資産を用いて購入又は売却できる商品・権利等にとどまらず、当該暗号資産と同等の経済的機能を有するか」という点が挙げられており、上記事務ガイドラインの一部改正案に対する金融庁のパブリック・コメントにおいて、「ブロックチェーンに記録されたトレーディングカードやゲーム内アイテム等は、1号仮想通貨(筆者注:現在の暗号資産と同義。以下同じ。)と相互に交換できる場合であっても、基本的には1号仮想通貨のような決済手段等の経済的機能を有していないと考えられ」と述べられていることからすると、個性があり代替性がない NFT⁽¹¹⁾については、1号暗号資産と同等の経済的機能を有しないものとして、2号暗号資産には該当しないと⁽¹²⁾考えられる。

このように、一般的に NFT は暗号資産に該当しないと考えられる一方、情報 NFT のみを信託財産とする場合の情報 NFT は、トークン自体に価値が見出されている点で、一定の経済的価値を有するトークンである暗号資産と共通しているとの評価が可能といえる。なお、ここでいう「経済的価値」とは、財産的価値と言い換えることができ、2号暗号資産のメルクマールの一つである「経済的機能」とは異なる概念である。なぜなら、2号暗号資産が決済手段として資金決済法の規制に服する理由として、前記パブリック・コメントは、回答4番において、「物品等の購入に直接利用できない又は法定通貨との交換ができないものであっても、1号仮想通貨と相互に交換できるもので、1号仮想通貨を介することにより決済手段等の経済的機能を有するものについては、1号仮想通貨と同様に決済手段等としての規制が必要と考えられる」と述べており、「経済的機能」とは決済手段性に関する概念であり、財産的価値の多寡を問題とするものではないと考えられるからである。

以上の理解を前提に、以下では、実体法及び規制法上の諸問題について検討する。

イ 信託財産該当性

まず、実体法上の問題として、情報 NFT の信託財産該当性を検討する。

前述の通り、信託財産の対象となりうる財産は、金銭的に見積もることができる積極財産であって、委託者の財産から分離することが可能なことが必要であると解される。

本ケースでの情報 NFT は、一定の経済的価値が見出されて NFT プラットフォーム等を通じて取引の対象とされていることが想定されることから、金銭的に見積もることが可能であるといえる。また、信託財産の要件として積極財産であることが求められている趣旨は、債務などの消極財産を信託財産から除外する趣旨であるから、消極財産でなければ⁽¹³⁾広く積極財産に含まれるものと解されているところ、情報 NFT は消極財産ではないため、かかる要件も充足する。次に、委託者の財産からの分離可能性であるが、一般的に NFT 取引はそのプラットフォームを通じて行われることが想定されるが、暗号資産と同様にブロックチェーン上で取引が記録されることで NFT の保有者が委託者から受託者になることが明確化されるため、委託者の財産からの分離も可能であると考えられる。したがって、情報 NFT は信託財産に該当するものと考えられる。

ウ 規制の問題

次に、規制法上の論点について検討する。具体的には、信託銀行が情報 NFT を受託する際の業規制について、(i)兼営法上の論点及び(ii)犯罪収益移転防止法（以下「犯収法」という。）上の論点に焦点を当てることとする。

(i) 兼営法上の論点

兼営法上の問題としては、信託銀行による情報 NFT の信託の受託可否が挙げられる。兼営法 1 条 1 項は、信託銀行が行うことができる業務を規定するとともに、括弧書きにおいて、政令で定める業務を信託業務から除外している。そして、同法施行令 3 条 4 号は「その他内閣府令で

定める業務」を除外しており、その委任を受けた同法施行規則3条1項7号は、「暗号資産（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）を含む信託財産の管理又は処分を行う信託（令第二条第一号に掲げる金融機関にあっては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第三項各号に掲げる信託を除く。）」と規定し、信託業法2条3項の管理型信託業、すなわちカストディ業務として行う場合を、禁止される信託業の範囲から除いている。

従来は、信託銀行による暗号資産の受託業務は全面的に禁止されていたものの、法改正に伴い2022年10月より、カストディ業務については、業務方法書の変更認可手続を経た上で、信託銀行による受託が認められるに至っている。前述の通り、通常、決済機能等の経済的手段を有していない NFT であれば資金決済法上の暗号資産には該当しないものと考えられることから、情報 NFT を信託することは、明文上禁止される暗号資産の信託の受託には該当しないものと解される。また、実質的にも、一定の経済的価値を有するブロックチェーンという点で暗号資産との共通点があることに鑑みても、信託銀行の健全性に与える影響については暗号資産のカストディ業務とアナロジーな整理をすることが可能であるものと考えられる。NFT とは異なり決済手段等の経済的機能を有している暗号資産の方が、マネー・ローンダリング等に利用されるリスクは典型的には高いものと評価できるように思われるから、信託銀行による暗号資産カストディ業務が許容されているのであれば、信託銀行が NFT のカストディ業務を行うことについて別異に解して否定すべき合理的理由は見出しにくいのではないだろうか。

（ii） 犯収法上の論点（取引時確認の要否）

次に、犯収法上の論点について考察する。この点につき、犯収法上、現時点では、NFT を対象とする取引自体は、取引時確認の対象とはなっていない。一方で、NFT のマネー・ローンダリングへの利用が問題視される可能性も否定はできないところ、例えば今後、NFT がデジタルアートなどを対象として発行され市場で一定の経済的価値のあるもの

として見出されている実態に着目して、取引時確認の対象である、犯収法2条2項43号及び同法施行令4条1項に規定する「貴金属等」の売買業務に NFT の売買が含まれるといった可能性も想定される。

したがって、将来的に仮に NFT の売買業務を行うにあたっては、自主規制的に貴金属等の売買業務に準じて取引時確認を行うことが堅確な対応であろう。

なお、受託段階での信託に係る契約の締結は特定取引に該当し、原則として取引時確認が必要であるから、情報 NFT を信託する場合にはかかる規制に服するものと思われる。

エ ま と め

以上より、②情報 NFT のみを信託財産とするケースに関して、情報 NFT 自体に一定の経済的価値が見出されている点で暗号資産とアナロジーに考えることが可能であり、情報 NFT は信託財産に該当するものと考えられる。

規制法上の問題として、情報 NFT の信託の受託は、現時点では、資金決済法上の暗号資産に該当しない NFT に関しては、現行の兼営法で禁止される信託業務には該当せず、また、実質的に見ても少なくともカストディ業務については暗号資産と同様の整理が可能であると考ええる。

犯罪収益移転防止法上の取引時確認に関して、NFT の売買業務は現時点で同法の取引時確認の対象に含まれていないものの、今後は「貴金属等」に含むなどの方法で規制対象となることに備えて、自主規制的に貴金属等に準じた対応をとっておくことが望ましい。

情報 NFT の取引やその信託を行う場合に適用される法規制については必ずしも明らかでない点が多く、情報 NFT を活用した取引の活性化や健全性を確保するためにも、規制法上の論点は今後議論を深めるべき問題であろう。

第3．残された論点

本稿では、情報の信託における NFT の活用場面を2つに分類し、そ

れぞれについて信託財産該当性、情報の利用、規制上の問題等について考察を行ったが、本報告では取り扱いきれなかった論点が幾つかあるため、紙幅の許す範囲で触れることとする。

1. 法的論点

(1) 分別管理の方法

信託設定後における信託財産の管理の問題として、NFT 情報及び情報 NFT の分別管理をいかなる方法で行うべきか、という点が挙げられる。

この点、分別管理義務については、信託法34条で信託財産の区分に応じて分別管理の方法が規定されている。すなわち、登記又は登録をすることができる財産については当該信託の登記又は登録を行い（同条1項1号）、登記又は登録をすることができない財産のうち、動産は「信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを外形上区別することができる状態で保管する方法」によるものとし（同項2号イ）、金銭その他の動産以外の財産は「その計算を明らかにする方法」により信託財産と固有財産及び他の信託財産とを分別管理しなければならない（同項2号ロ）。

NFT 情報及び情報 NFT のいずれについても、登記又は登録に馴染まず（情報 NFT はブロックチェーン上に NFT 情報に係るメタデータがブロックチェーン上に記録されるものの、分別管理の方法として登記・登録が求められるのはそれらが対抗要件となる財産が対象であり、現時点で NFT について対抗要件制度は存在しないため、登記・登録による分別管理の対象には含まれないものと思われる。）、動産にも該当しないことから、動産以外の財産として「その計算を明らかにする方法」によることになるものと思われる。しかしながら、NFT 情報や情報 NFT について「その計算を明らかにする」とは具体的にいかなる方法をとるべきであるかは明らかでなく、これらを信託法34条1項3号の法務省令で定める財産に追加し、「当該財産を適切に分別して管理する方法」（同号）を新たに定めるなどの法整備と、その後の実務の蓄積が待たれると

ころである。

(2) NFT 情報が完全に削除された場合、信託の終了事由となるか
次に、信託終了の場面に関する論点として、何らかの原因により NFT 情報が完全に削除され復元困難な状態となった場合、技術的には、情報 NFT は引き続き存在するものと思われるが、NFT 化により関連付けされている NFT 情報が存在しない以上、信託終了事由に該当するかという問題である。この点、信託法第163条第1号は信託終了事由として「信託の目的を達成することができなくなったとき」を規定しており、NFT 情報の削除がこれに該当するかが法解釈としては問題になるものと思われるが、実務的な対応としては、信託行為において信託終了事由を明記することで対応することになろう。

また、前記の通り NFT 情報を含む情報は複製容易性を有することから、いかなる場合であれば「NFT 情報が完全に削除された」と言えるのか、という議論もあろうかと思われる（例えば、信託行為において、委託者が信託財産である NFT 情報につき第三者が自由に複製できる状態を作出していないことなどを表明保証した上で、委託者の保有する NFT 情報が削除されたような場合が考えられる）。

(3) 公益信託の活用

情報の公共財的な側面に鑑み、委託者が保有する情報を広く社会に役立てるため、公益信託を用いて本稿の信託設定をすることは可能であるといえるか。公益信託の設定が可能となれば、委託者にとっては公益法人と比べて手続面やコスト面でより簡便に公益活動を行うことができるほか、財産の出捐者名の顕彰や、一定の要件を満たした公益信託について税制上の優遇措置を受けることができるなどのメリットがある。

しかしながら、今日における情報の法的な位置づけや NFT の仕組み等を前提とすれば、公益信託の活用・実用化には複数の課題があるように思われる。まず、公益信託において税制上の優遇措置が設けられている特定公益信託及び認定特定公益信託の対象となる信託財産は金銭に限

られているため、NFT 情報や情報 NFT では税制優遇を受けることができない。その他の公益信託であれば信託財産に関して法令上の制限はないが、「公益信託の引受け許可審査基準等について（平成6年9月13日公益法人等指導監督連絡会議決定）」によって、①引受け当初の信託財産の運用によって生ずる収入により、その目的の達成に必要な受益行為が遂行できる見込みであること、②価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産が、当該財産の中の相当部分を占めていないことのいずれにも適合している必要がある。①については、NFT 情報及び情報 NFT の運用から生ずる「収入」に情報の利活用により得られる新たな情報といった便益は含まれず、経済的利益のみを指すとすれば、目的達成に必要な受益行為の遂行見込みは情報の金銭評価でのみ算定する必要がある。また、②については、情報の排他的管理を可能とする手段として NFT を活用する場合、情報 NFT には NFT 情報そのものが記録されるものでないことから、NFT 情報の財産評価が必要となるものと思われるが、NFT 情報は情報 NFT と同様にデータである上、NFT のようなマーケットプレイスが十分に形成されているとも言い難く、金銭による客観的な評価に馴染みにくいように思われる点を指摘することができる。

2. 技術的論点

(1) 分散型ストレージによる NFT 情報の保存

本稿では、NFT の仕組み（第2 1. (2)）について、NFT 情報は外部サーバーに保存されることを説明した。NFT 情報を特定の外部サーバーに保存することで NFT 化は実現可能であるが、1箇所の特定期サーバーに保存した NFT 情報を指定し、web 上で表示する保存方法では、当該サーバーにダウンやハッキングが生じた場合に、保存された当該 NFT 情報の喪失・書換のおそれが生じるため、データを共有して分散的にブロックチェーン外で保存する IPFS (Inter Planetary File System) という方法が用いられることが多い。⁽¹⁵⁾これにより情報の喪失・書換リスクは低減される一方、当該データは IPFS のネットワーク参加

者に共有されることとなるため、情報の排他的管理の可能性が損なわれるおそれがある。そのため、情報の損失・書換リスクを低減しうる強固なセキュリティを備えた外部サーバーへの保存や、次に述べるフルオンチェーン NFT といった技術の発展が望まれるところである。

(2) フルオンチェーン NFT

前述した通り、多くの NFT は NFT 情報をブロックチェーン上に記録・保存していないが、少数ではあるものの、NFT 情報自体を情報 NFT に記録・保存するフルオンチェーン NFT も存在する。例えば、Crypto Punks (クリプトパンクス) は、イーサリアムのブロックチェーン上で発行された初めての NFT 作品であるが、 24×24 ピクセル・8ビットという軽微なデータ量であることからフルオンチェーン NFT として作られている。

フルオンチェーン NFT を発行するには、取り扱えるデータ容量の上限が非常に低いことや、高額の手数料が発生することなどのデメリットがある。しかし、将来的な技術の発展により、データ容量の上限が増加し低コストでの発行が実現することになれば、NFT 情報を情報 NFT 自体に記録・保存することが可能となり、本稿で述べてきた情報 NFT と NFT 情報の紐づけが技術的方法によって解決されることになるかもしれない。また、フルオンチェーン NFT であれば、NFT 情報をブロックチェーン上に記録・保存することになりデータの書換えが容易でなくなることから、前述した IPFS のような、分散的なデータ共有によって NFT 情報を保存することで情報の排他的管理の可能性が損なわれる課題への解決策となり得ることも期待される。それに加えて、前述した公益信託の活用との関係でも、NFT 情報が情報 NFT に記録・保存されることによって、NFT 情報を独立した財産として評価するのではなく、NFT 情報が記録された情報 NFT の財産評価を行えば足りるように思われるため、NFT 情報を単体で財産評価する場合に比べると客観的な評価を行える可能性が高まるように思われる。

第 4. おわりに

最後に、本報告を通じて得られた今後の課題について触れることとする。

1 点目は、デジタル資産を含む情報を財産権の対象として保護することの検討の必要性を指摘したい。本報告では、NFT のノンファンジブルな特徴に着目して情報の排他的管理可能性の予見可能性を高めることができないかという観点で考察を行った。しかしながら、データを含む情報の利活用が社会生活において不可欠といえる現代においては、情報を解釈や先端技術の力によって信託やその他の取引の対象とするだけでなく、財産権として法的権利を付与することについての検討が活発化される必要があるのではないだろうか。

この点に関して国外に目を向けると、例えば米国では、2022年の UCC (米国統一商事法典) の改正において、暗号資産やブロックチェーンを含む分散型台帳技術等の新しい技術に対応するため、“Controllable Electronic Records” (CERs) と定義された特定の種類のデジタル資産に関する第12章を新設した。同改正では、CERs を財産権の対象とするとともに、CERs を含む取引 (例えば、担保取引) に適用するためのデフォルトルールを提供している。また、英国では、2022年から、日本の法制審議会に相当する Law Commission においてデジタル資産を財産権の対象として取り扱うことが検討されており、2023年6月28日に公表した最終報告⁽¹⁶⁾において、伝統的な財産権のカテゴリである、Things in possession (物的財産) 及び Things in action (人的財産) とは異なる「第三のカテゴリ」として「データオブジェクト」(“data object”) という新たなカテゴリを設け、①コンピュータコード、電子、デジタル又はアナログ信号の形式を含む、電子媒体で表示されるデータで構成されていること、②人及び法制度から独立していること、③競合性 (be rivalrous) という基準を用いて、これらに該当するものを財産権として保護することが検討されている。①により Things in possession と区別され、②により Things in action と区別されている。③は、暗号資産や NFT といったブロックチェーン技術を用いてデータに対する事実上の

コントロールを及ぼし得るデジタルアセットとそうでないデータを区別するメルクマールとして機能するものと思われる。

さらに、UNIDROIT（私法統一国際協会。1926年に設立された政府間国際機関であり、現在は日本を含む65か国が加盟している。）の「デジタル資産と私法」プロジェクトにおいて2023年5月に決定された「デジタル資産と私法に関するユニドロワ原則」(UNIDROIT Principles on Digital Assets and Private Law)⁽¹⁷⁾では、所有権や担保権等の財産権の対象となる“Digital Asset” (DA) の定義を「コントロールの対象となり得る電磁的記録」(“Electronic record capable of being the subject of control”) と定義し、①他者へデジタル資産を移転し得ること、②他者によるデジタル資産の譲渡を防止し得ること、③デジタル資産の実質的利益の全てを享受できること、④デジタル資産の二重使用ができないことが確保されていれば「コントロール」に該当するなど説明する。このように、国外では一定の条件を満たしたデジタル資産については財産権による保護の対象とすべく、法整備に向けた具体的な議論を積み重ねている状況にある。デジタル資産を含めた情報は、無体物の特徴でもある他者への移転の容易性を活かして国内外を問わず活発に取引が行われるものであり、グローバルに情報ビジネスを一層展開・促進するためには、情報の種類・性質に応じた権利関係の法整備化が検討されるべきではないだろうか。

2点目は、NFT に関しては、現時点において、実体法上と規制法上のいずれの観点からも十分な議論が尽くされていない点を指摘したい。情報の信託における NFT の活用は、情報の排他的管理の可能性を確保するためにデジタルアセットを活用した一案であり、NFT の多種多様な活用による経済活動の促進を図るためには、その私法上の性質決定も含めて今後明らかにされるべきであろう。

本稿は過去の議論の蓄積が乏しく、またはそもそも存在しない分野であり、考察にあたっては筆者の力が及ばず、検討が不十分である点も散見されるものと思われるが、本稿が情報の利活用の更なる促進や NFT を含む新しい財産的価値の信託に関する検討の叩き台となり、今後の議

論及び研究の発展に資する「便益」となれば幸いである。

- (1) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』（商事法務, 2008）32頁。
- (2) 松田和之「信託における情報の位置づけ」信託法研究37号（2012）3頁は、ある者が情報を使用してもそれは他の者が同時に使用でき、他の者が消費しても減らないという特色のことを「非排他性」とであると説明している。
- (3) 道垣内弘人『信託法 第2版（現代民法別巻）』（有斐閣, 2022）37頁、松田和之・前掲3頁以下、三枝健治「情報の信託『財産』性についての一考察」トラスト未来フォーラム編『信託の理念と活用』1頁以下（トラスト未来フォーラム, 2015）、井上聡監修『信託の80の難問に挑戦します！』28頁以下〔小出卓哉〕（日本加除出版, 2021）、畠山久志監修『デジタル社会における新しい財産的価値と信託』330～379頁〔後藤出, 田中和明〕（商事法務, 2022）。
- (4) その他の要因としては、情報の金銭的価値の評価が容易でないことに起因する採算性が見通しがつきにくいといった点も考えられる。
- (5) 能見善久「これまでの信託, これからの信託」信託294号（2023）11頁（信託法・信託業法制定100周年記念シンポジウム 基調講演）、吉谷晋「信託法と信託業法・兼営法」信託法研究45号（2021）38頁以下。
- (6) 情報利用権を信託したとしても、第三者は情報の帰属先とされる委託者から同じ情報を取得することができるため、情報の信託と同様に排他的管理の問題が生じるようにも思えるが、信託された情報利用権に係る情報を他人が勝手に利用できるというものではなく、信託財産の経済的価値の低下を招く可能性は別として、信託の成立自体を妨げるものではないと考えられる。この点につき、能見善久・前掲11～12頁、道垣内弘人・前掲37～38頁参照。
- (7) 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会、「情報信託機能の認定に係る指針 Ver3.0」, https://www.soumu.go.jp/main_content/000900795.pdf,（最終閲覧日：2023年10月31日）
- (8) 経済産業省「デジタル時代の規制・制度のあり方について」第4回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事務局説明資料5（2022年2月16日）。
- (9) 経済産業省『AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1版（データ編）』（2019）28頁。
- (10) 能見善久『現代信託法』（有斐閣, 2004）35頁。
- (11) 金融庁「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」（2019.9.3）

回答 4 番。ただし、回答 1 番では「仮想通貨の該当性については、法令に基づき、実態に即して個別具体的に判断されるべき」とも述べており、NFT であってもその実態によっては暗号資産に該当する可能性があることを示唆している。

- (12) 河合健ほか編著『暗号資産・デジタル証券法』39頁以下〔陳翥洲，長瀬威志〕（商事法務，2020），天羽健介＝増田雅史編著『NFT の教科書』206頁以下〔長瀬威志，小牧俊〕（朝日新聞出版，2021）参照。
- (13) 寺本昌広・前掲34頁注 5。
- (14) 執筆時点（2023年10月31日）現在の公益信託法を前提としている。なお、公益信託に関しては、信託財産を金銭に限定しない方針とすることが法制審議会・信託法部会の「公益信託法の見直しに関する要綱案」（平成30年12月18日決定）で示されており、公益信託法の改正案が2024年の通常国会に提出されることが予定されている。
- (15) 原謙一「日本及びフランスにおける NFT（非代替性トークン）の法的性質」横浜法学31巻1号252頁以下（2022）参照。なお、同論文では、フランスの NFT に関する議論を参照した上で、我が国における NFT の私法上の位置付けについて考察を行っているところ、NFT は、代替性トークン（暗号資産）に関する従来の理論構成を応用し性質決定をされるべきであり、中期的には振替株式の制度（あるいは社員権や有価証券の制度）を類推適用できるのか等を検討しながらその性質を探求すべきであるなどと述べるほか、特別法を参照しながら、新たな無体の財を既存の私法体系の中に位置付ける可能性も示唆している。
- (16) <https://lawcom.gov.uk/project/digital-assets/>（最終閲覧日：2023年10月31日）
- (17) <https://www.unidroit.org/wp-content/uploads/2023/04/C.D.-102-6-Principles-on-Digital-Assets-and-Private-Law.pdf>（最終閲覧日：2023年10月31日）

（みずほ信託銀行法務部調査役・弁護士）